

令和5年度 第9回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和5年12月25日

令和5年度 第9回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年12月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 定刻になりましたので、会議を開会いたします。

ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から、御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会は、在任24名の農業委員、全員御出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 ありがとうございます。

日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号12番、荻野委員、13番、小橋委員、両委員よろしくをお願いいたします。
なお、本総会の議事録は、後日作成いたしますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号32番 ～

～ 報告第2号 番号1番、番号2番 ～

～ 報告第3号 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号9番、報告第3号、番号1番、報告第2号、番号1番～番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
続きまして、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

図面にはありませんが、申請地から500メートル以内にある実家を拠点として、水稻を作付けする計画となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号3番と、報告第3号の番号1番を同時に、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、新規に就農したいというもので、図面は10ページ、11ページに示しています。

10ページの農地には、自家野菜、綿、藍などの作付け、11ページの農地には、果樹の作付けをされる計画です。

譲受人は、以前に10か月間住み込みで農業に従事した経験があり、機械等はトラクターと草刈機を、譲渡人から譲り受けるそうです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、申請地の一部に農業用倉庫が既に建っており、譲受人が引き続き農業用倉庫として利用するため、同時に2アール未満の届を提出いただいています。

また、この届出には、譲渡人の父が、平成13年頃に農業委員会への届出をせずに、農業用倉庫を建ててしまったという内容の、経過書が添付されています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は12ページにあります。

この場所では、栗と野菜を植えたいというお話をいただいております。

譲受人の耕作面積はゼロとなっておりますが、機械等の調達は、知り合いから借りて行うということを聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いします。

○委員 番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。併せて、報告第2号の番号1番、番号2番につきましても、議席番号〇番の〇〇から説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、規模拡大をしたいというもので、図面は13ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

続きまして、報告第2号の番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が報告します。

番号1番の申請地は、長年荒れ地の状態であり、雑草・雑木を取り除き、地盤を少し高くして土壌改良し、栗を中心とした畑として、農作物の収量を上げたいという旨の形状変更届です。

図面は13ページに示しております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。なお、全面埋立てではなくて、植付け部分のみ40センチの盛土をして、排水を図るよ

うな計画にしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、

図面は14ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

報告第2号の番号2番につきまして、こちらの農地も栗の栽培を予定しております。長年休耕地で荒れ地の状態であり、雑草・雑木を取り除き、地盤を少し高くして、土壌改良し、栗を中心とした畑として、農作物の収量を上げたい旨の変更届です。図面は14ページに示しております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。なお、これも1番と同じく、40センチ程度の盛土で、計画をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、規模拡大を図りたいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。なお、農機具等につきましても、管理機1台のみを所有して、黒大豆の栽培を計画されております。栽培に伴う主要な作業につきましても、当地区の農家に委託をする計画で、黒豆の栽培をされるということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号9番でございますが、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は17ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番と番号9番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号7番につきましても、新たに農地を取得し家庭菜園等をしたということで、図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号1番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。
番号2番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号2番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。
番号3番並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。
○○委員。
- 委員 ちょっと確認したいんですけど、これ2アール未満は、譲渡人が倉庫を作って、譲受人の申請なんですけど、それでもええんやね。どっちからしても。
- 委員 これを一緒に購入して、農業用として今後も利用するということですので、問題ないということですね。
- 議長 ほかに質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号3番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。
並びに報告第2号の番号1番について、御承知おきください。
番号4番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号4番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。
番号5番並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。
○○委員。
- 委員 すいません。ちょっと確認したいんですけども、番号5番のところですけども、荒れとるところを農地として整備されるということでございますけれども、一番下流端にありますのは、ちょっと聞きそこなったんですけど、40センチぐらいかさ上げされるというのをちらっと聞いたんですけど、上流側との、上側の田んぼとの整合性というか、一番これが低いところですので、上の田んぼと影響がないかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。高さ関係だけです。この辺は平たん地じゃないかと思っております。
- 議長 報告第2号の番号1番の、40センチの盛土という報告がありましたけど、それについての質問ということですね。
- 委員 はい、そうです。

○委員 圃場につきましては、13ページですね。この横は川が流れておりまして、基盤整備の後で、現在は休耕田ですが、横に排水が取ってあります。そこへ水を流すような形で、計画はしておりますが、普及センター等の栽培暦によって盛土をして、その部分だけを約40センチ高くして、天端を50センチで植付けをすることによって、また、田んぼのあらゆる周りとか、そういうのにつきましては、明渠で排水を図るような形で、計画をしておりますので、何ら問題がないと思っております。

○委員 はい、ありがとうございます。ちょっと実は、上側、右側の田んぼとの整合性ですけども、右側の田んぼよりも高さがちょっと、右側の田んぼがちょっと低くなるんかなと思ったりもしましたけど。

○委員 横は梅を作られておりますが、その分につきましても現況は、私もそちらの土地のことはよく知っておりますが、明渠を設ければ、何とか栽培が可能じゃないかと思っております。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第2号の番号1番につきまして、御承知おきください。

続きまして、番号6番並びに報告第2号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号16番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番、番号11番、番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

続きまして、番号11番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号12番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は18ページに示しています。

拠点は、申請地の北側の住宅を購入されています。大豆や野菜等を栽培されたいということをお聞かせいただいております。

なお、譲受人は、国籍は海外ですが、添付資料の在留資格により、農地取得が可能であることを確認しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 続きまして、番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号14番と番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 続きまして、番号16番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、新規でございますので、農機具等につきましては、刈払機を1台お持ちということで、ほかについてはお借りになるということでございます。

後ほどで結構ですので、事務局から説明をいただけたらと思うんですけども、この常時従事要件の中で、年間150日以上、農業に従事するということが、この小さな面積で150日ということが、普通に考えたらなかなかあれなんですけども、農地法で言うような、常時従事という考え方で、150日あればいいのかどうか、その辺について、後で説明をいただけたらと思います。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 何を作られる予定になってますか。分かりましたらお知らせください。

○議長 番号11番。

○委員 栗、果樹を作ります。栗を植えたいということで、もう整地もされておりました。

○委員 了解です。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 すいませんね。場所ですけども、ここのどっかの所有者の土地を通って行かれますか。

○委員 ちょうどその土地の前に、拠点。

○委員 あ、これ、自宅なんですね。

○委員 自宅なんです。

○委員 分かりました。えらいすいません。分かりました。

○議長 よろしいですね。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

それでは、事務局から、先ほど委員から質問のありました、常時従事の150日の考え方について、お願いいたします。

○事務局 (常時従事要件の考え方について説明)

○議長 先ほどの事務局の内容につきまして、よろしいでしょうか。

150日、常時従事要件の考え方につきまして、確認をさせていただきました。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号17番～番号21番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が、番号17番、番号18番、番号19番、番号20番につきまして、説明させていただきます。

番号17番につきましては、これは農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は23ページに示しております。

ここにつきましては、この譲受人は栗を営農されておりますので、この方が栗を植えたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、それから農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号18番も、これも農地を売買によって取得し、これも経営規模を拡大したいということでございます。図面は24ページに示しております。

この図面をちょっと見ていただいたら、入り口がどこかということでございますけども、このちょうど図面のど真ん中にありますけれども、真ん中、ここが今度譲受人が事業をされております、今現在碎石置場ということになっておりますので、この方が所有されておられます。

ほいで場所的には、国道から入って、黒井川がございますので、ここの右岸側を通って、そこに入れることができますけども、この方の土地に面しておりますので、ここからでもすぐさま入れるというふうなことでございます。

ここにつきましては、栗を植えたいということでございます。この図面、向かってちょっと北側というか、上側につきましても山林ということで、この方が栗林のようなものを所有されておられます。一応山林ということでございます。そういうことで、連続して栗を栽培したいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、それから農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、番号19番と番号20番、これは譲受人が同一の方でございますけども、これもまず番号19番につきましては、農地をこれも売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面につきましては25ページでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

ここにつきましては、水稻をしたいということでございます。

引き続きまして、番号20番につきましても、これにつきましても農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。同じく図面は25ページに示しております。

ここにつきましては、これ水稲でございます。この下側にあります493平米の農地につきましては、ここは野菜を作りたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○委員 番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号21番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は26ページに示しております。

この案件につきましては、従前地域内で、譲渡人の先代が栗を植えられておりました。しかし数年前にお亡くなりになり、相続で都会にお住まいの人に権利が移りました。最近は手入れも行き届かない畑になっております。

今回の譲受人につきましては、地域内で栗園を営んでいる方であります。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしておることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。
番号21番について、質問、意見等がございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号21番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号22番～番号29番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号23番、番号24番、番号25番、番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号23番でございますが、こちらは農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

続きまして、番号24番は、同じ方が譲受人でございますが、こちらは29ページに図面を示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号25番につきましては、同じように農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号26番は、これも同じように農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号27番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いします。

○委員 番号28番、番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号28番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は32ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

図面で32ページですが、拠点と書いてあるところの、この宅地を買われる予定でございます。この家を買われまして、肉を使わない植物性の〇〇を開かれるということです。既に市外で営業されているようで、こちらに移転されるそうです。

農地につきましては、ここのお店で利用する野菜等を栽培されるそうです。

管理機等につきましては、譲渡人から譲り受けるそうです。

続きまして、番号29番ですが、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は33ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号24番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。
番号25番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号25番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。
番号26番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号26番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。
番号27番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号27番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。
番号28番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号28番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。
番号29番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号29番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号30番～番号32番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。
番号30番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は34ページ

に示しております。

譲受人は、農地に隣接する宅地と家を既に購入し、トラクター、草刈り機等も確保しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号31番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号31番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は35ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。なお、申請地は、現在譲受人が利用権を設定して耕作しております。よろしくお願ひします。

○委員 番号32番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号32番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページ、37ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。この方の拠点の図示がもれておったので、説明させていただきます。

37ページの地図なんですけど、37ページに、下のほうに網かけで田んぼがありますけど、そこから川を挟んで真上に、1、2、3つ目の小さな土地なんですけども、その中に正方形に近い四角がありますね。そこに建物があって、そこが拠点ということになっております。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 すいません。この方、農機具はお持ちなんですか。

○委員 一応グループで、この方は、薬草販売をこの地域で、5、6人のグループなんですけど、とりあえずキープしておられるんですけど、先ほど、それでその拠点、今建設中で、ほぼ完成

しておりまして、そこを本拠に薬草、例えばトウキとかシャクヤクとかサフランとか、そういうこの地域に合ったものを栽培していきたいということです。

○委員 作業できる拠点が建っているわけですね。

○委員 一応、はい。これから完成しますけど。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問。

○委員 同じ質問でございましたので、はい。ありがとうございます。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、焼却炉・露天資材置場・露天駐車場・作業場を建設するための申請で、図面は40ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、申請地の一部は、農作業場として平成30年9月に、農地法施行規則該当転用届済みです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員から。

○委員 すいません。ちょっとお伺いしたいんですけども、転用目的の施設の概要なんですけど、この中で焼却炉というのがありますけども、規模的にどんなものかを、ちょっとお聞きしたいんですけど。どのようなものを焼却されるのかなど、ちょっと疑問を感じとるんですけど、お願いします。

○委員 この方は、建築業であって、木材の使い残りとか、そういった物を燃やすための焼却炉

ということで、聞いておりますけれども、大きなものを燃やされるような、そういう規模ではないということです。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに、○○委員。

○委員 この焼却炉なんやけど、今、合成の木質材とかあるんですけども、これ風向きによって、南側に吹いてきたら迷惑になるんじゃないかと。そういう対策はされとるのかどうか、ちょっとご教示願いたいんですけども。

○委員 まだ設置等はされてませんので、その辺の確認はまだしてません。

○委員 設置してから。まだ燃やしてないけど、燃やしたときに、煙とかがこっちの南側の住宅やね、これ。そっちの人に迷惑かからへんのかどうかという。ちゃんと、まあそこまではやらんでええけど、一応話は通さないかんということで、聞きたいんですけども。

○委員 一応近隣の住宅に対しては説明をされとるみたいですけど、承諾は得たと思うんですけども。焼却炉もどういったものを設置されるかというのは、まだ聞いておりません。

○委員 トラブルにならんようにだけ。

○委員 申しあげてもよろしいですか。

○議長 はい。

○委員 ある型枠大工している人が、民家のそばで焼却してました。警察沙汰になりまして、以降一切そこではもう燃やしておりません。

ほんで、今回のその焼却炉というのは、ほんとにそれ、法令上取り扱ってかまわないのかどうか。どうなんですか。ここで燃やしてもええの。

○事務局 (焼却炉に関する法令について説明)

○議長 今事務局のほうから、焼却炉にまつわる法令並びに内容につきまして、報告がございました。よろしいですか。

○委員 煙が出えへんのやったら。

○議長 一応近隣等で同意をいただいておりますということで。

また転用の、どのぐらいの面積使うとか、そういう設置規模等は確認が要ろうかと思っておりますので、その辺の内容を踏まえて、討議していただきたいかなと思っております。

事務局から追加。

○事務局 (焼却炉に関する法令について説明)

○議長 追加で、事務局のほうから説明がございました。内容につきまして、法令、また内容等につきまして、まあ理解はできるのかなというふうに思っております。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

すいません。そしたらここで休憩を取りたいと思っております。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号8番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号2番と番号3番につきましては、同一の開発案件でございますので、併議とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは最初に番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、売買によって農地を取得し、一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は44ページに示しております。

現地を確認したところ、この申請地の区分としましては、農地の集団規模が0.8ヘクタールの中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないと思われま

す。今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことの確認をしております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、番号2番と番号3番は一体の転用案件ですので、一括して、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番と番号3番は、売買により宅地分譲地として転用しようとするものです。図面は44ページと45ページに示しております。

現地を確認したところ、この申請地の区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道にあり、おおむね500メートル以内に2か所の医療施設があるため、第3種農地ということで、判断されると考えます。

図面を見ていただきますと、44ページの図面ですが、9区画の計画になっています。

従来宅地造成し、住宅を建設した上で、土地建物を一体的に売買する場合に限り、農地転用が認められるものですが、一定の要件を満たす場合には、建築条件付きとして宅地造成のみ転用が認められるとなっております。

その要件といいますのは、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、指定された建設業者と土地購入者が、当該土地に建設する住宅について、一定期間、おおむね3か月以内に建築請負契約を締結すること。一定期間に契約が履行されない場合は、売買契約が解除されることが規定されております。

また、転用事業者が当該土地全てを完売することができないと判断した場合は、残余の土地に、転用事業者自らが住宅を建設するようになった場合の建物図面と、資金証明も添付されており、確認しております。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われまます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことの確認をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は46ページにあります。

申請人は、自宅で〇〇業を営んでおられて、駐車場が狭いので、近くの土地を探していたところ、今回自宅のすぐ近くで、申請地を譲っていただくことになり、露天駐車場を転用目的として申請されたものと聞いております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が、40パーセントを超えているため、第3種農地と考えられます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番、番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。実はこの分譲の宅地につきまして、春日地域にもそういう場所がございますので、今ちょっと説明受けて、もう一回ちょっと初めての方もおられますので、あれですね。結局条件付きということで、売っていくと。土地を売っていくこととございますけども、この一定期間内というか、ちょっと私も分かってないところもあるんですけど、3年かなと、3年以内かなと思ったんですけども。

それと、その3年以内で売れなければ、自分でその土地に家を建てていくというか、分譲していくということと理解しとるんですけども、それでよろしいでしょうかと思って、ちょっと確認したいと思います。

○議長 すいません。多分期間については、ちょっと錯誤があるかと考えられますので、事務局から、再度内容につきまして、説明をさせます。

○事務局 (建築条件付予定地に係る農地転用許可制度について説明)

- 議長 よろしいでしょうか。
- 委員 はい。ありがとうございます。
- 委員 質問、よろしいですか。
- 議長 はい、どうぞ。
- 委員 ここにある自己資金の件ですが、今説明がありましたように、造成までの資金を計画がされとるんですかね。資金計画。
- 議長 資金計画につきまして、氷上地域委員会。
- 委員 土地の取得費が。
- 委員 自己資金。
- 委員 自己資金は。
- 委員 いや、今の建て売りやなしに。
- 議長 全部ですか。
- 委員 売り建てやから、造成までの資金ですね。そういう解釈でよろしいんですかね。
- 議長 すいません。事務局で確認しております。
- 事務局 失礼いたします。事務局でございます。
- 事業費の内訳でございますが、土地の取得費、それから造成費、建築費、この3点を合計したものが、議案書42ページの備考欄に記載をしております事業費でございます。
- 議長 再度。
- 事務局 失礼いたします。事務局でございます。
- 今回の事業費の建築費につきましては、仮に全てが、当初の目的で事業ができなかった場合に、自己の責任で建てるということを含めまして、8区画全てが、この中に算入をされております。以上です。
- 失礼いたしました。8と申しあげましたが、9区画です。
- 議長 よろしいですか。
- ほかに質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号2番、番号3番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。
- 番号4番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号4番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。
- 次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号5番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は、47ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

なお、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結することになっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この番号6番につきましては、売買によって、太陽光発電設備として利用するための申請でございます。図面は48ページに示しております。

申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えられます。

この図面を見ていただきますように、ここにつきましては、地元等がおよそ1年前からこの場所につきましては、事前に協議されております。ここにつきましては、今申しましたように、公共投資がされていないところでございまして、ここにつきましても所有者が、今もう市外におられます。その状態で、この農地を管理するのにいろいろと協議をされております。

そしてまた、この図面には載っておりませんが、向かって左側に市道があります。また、この計画につきましても、緑地を設けたりして、いろいろと太陽光設備をするためにも、地元と十分協議されておるようでございます。

太陽光の向かい側は、南側に向かって、太陽光を設備されるということで、できるだけ傾斜も低くということであるという設定を、こちらでも聞かせていただいております。

そしてまた、ここにつきましては、協定書を結ぼうとされておられます。

以上でございまして、ここにつきましても所有者の、それから地元等の同意も取られておられます。そして周辺農地の営農への支障はないものと思われまます。

ここにつきましても、面積が1,000平米以上ございまして、市開発担当の事前協議も十分されておられます。そういう条件でございまして、必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題がないということを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 春日地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと3点ほど聞きたいんですけど。丹波市の開発の関係で、太陽光は1反までやったと思ってましたんですけど、どっか変わってるんかどうかいことがまず1つ。だから、事例によっては、我々は1年遅らすとか、業者を変えるとかして、1反までに抑えられとるという現実があるんですけど、これ堂々と2反何ぼされてる理由があるのと、それとこの第2種農地と書いてあるんですけど、これうちの田んぼから言うたら、どう見ても第1種農地みたいな、図面から見たらですけど、だから、判断基準をもう一遍教えていただきたいなど。

以上です。

○委員 ちょっとその辺は、先に言われたことは、ちょっと私もなかなか答えられにくいんで、この場所につきましても、一応地域委員会でも判断しましたんですけど、ここは、農業公共投資がされてないところございまして、それ以上東のところは、圃場整備をしたようなところでございまして、ここだけがちょうど空間的に残ったという場所でございます。それで第2種ということにさせてもらいましたけども。

ちょっとその辺の丹波市の対応ですかね。私も分かりませんので、ちょっと事務局でもし答えられたらお願いします。

○議長 太陽光発電の規模、それと第2種判断の2点ですね。

○委員 それと、もう1点忘れてました。地元の同意の問題。

○委員 すいません。地元の同意は全部自治会長、農会長、それから隣接同意も全部一応控えております。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず1点目の、丹波市開発指導要綱の該当になる太陽光発電設備の面積はどうかという点でございます。こちらは、1,000平米以上が指導要綱の対象になるということになってございまして、今回は2,400平米余りでございまして、当該指導要綱の対象になってございませぬ。

手続の状況ですけども、事前協議が終了した段階ということございまして。

2点目、第2種農地と判断した根拠はということございまして。

48ページの図面をみていただきますと、全容が表せているわけではございませんが、担当委員から説明がありましたとおり、当該土地につきましても、土地改良事業の施行区域内ではないということございまして。ですので、集団規模で判断をしていくということになります。

南側に河川がございまして、この河川ですね。こちらが地図には記載ができておりませんが、東側に直線的に伸びております。

あと、申請地の北側に市道がございますので、その市道と河川との間の、集団規模を確認しましたところ、6.9ヘクタールということになってございます。10ヘクタール未満の農地の集団規模の中で、土地改良施行区域外でございますので、第2種農地という判断を地域委員会ではされております。

以上でございます。

○委員 ちょっともう一回だけ確認させてください。1反以上であろうが、2反であろうが、3反であろうが、できるということですね。そういうふうに聞いたら、一応しといたらいいんですね。

○議長 さっきの太陽光の規模ということですね。

○委員 規模。するということですね。

○議長 1,000平米以上だと。

大規模やから規制されるということではなくて、1,000平米以上であれば、市との開発協議というのが必要ですよという内容です。

○委員 了解です。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

すいません。今、太陽光発電の規制については、丹波市でも規制を強化しようという流れになっておりますので、集落に隣接するところとか、いろんな条件が今後ついてこようと思っておりますので、その辺を地域の中でも確認していくということで、議会でも話をされている模様でございますので、また決定次第、広報もあろうかと思っておりますので、関心を持って聞いていただいたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し、一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は28ページに示しております。

当該地は、令和5年6月に農振農用地からの除外申出をされまして、同じく令和5年11月24日に除外通知された農地でございます。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は49ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、55.4パーセントであり、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

この土地は、隣接所有者の該当がなく、水路と道路で囲まれている農地になっています。そのため、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障もないと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 市島地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。これも同じなんですけど、協定書の関係、地元と協定書を結ばれてますか。ちょっとそれをお聞きします。

○委員 地元同意は得られておりまして、自治会長、水利代表、農会長の同意を得られております。

○委員 それは分かったんですけど、農業委員会で3年前から協定書を締結するようにお願いしてるんですけど、その辺の運びですけど。協定書。

○委員 転用の同意書、同意書というのを結んでおられる。

○委員 それでは多分、私も同じように自治会とか、農会長とかね、隣接者なんかは同意をもらってるんですけども、協定書です。自治会との協定書です。

○議長 すいません。ちょっと内容確認のため、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

先ほどの〇〇委員の質問と、地元との協定書についてはどうかという質問だったと思いますが、市島地域委員会から回答をお願いします。

○委員 今事業主さんとも確認したところ、まだ協定は結ばれてなくて、今後やると。

○委員 その辺はまた早く、早急に。こちらとしてはもう、あれです。協定書を自治会長に渡しますんで、自治会長が積極的にやっています。許可が下り次第ということでね、もうすぐ結べるという状態です。

○議長 協定については、これがないと許可が出ないというものではございませんので、今後協定を結んでいただくようにということで、委員のほうからもまたお願いしたいというふうに思います。

同意は全てございますので、同意書については問題ないということでいただいています。

ほかに質問等、ございませんか。御意見等いただいてもいいです。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

ただ、先ほど指摘がありましたように、地元で協定書を取ってもらえるように、委員からも伝えていただいたらいいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、太陽光について、先ほどから何回もいろいろと出ておるんですが、特に地元とのトラブルっていうのは過去にもいろいろございまして、当委員会としましては、できるだけ地元と協定書を結んでいただくということを推進しておりますので、いろいろな場面で、太陽光の案件が出てまいりましたときには、ぜひそのようなことを勧めていただけるように、各委員からもよろしく願いしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議長 続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が物置・露天駐車場として利用するため、申請者との間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い

れも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、既に1筆全体に、碎石が敷かれており、物置も設置済みであるため、始末書が添付されております。

始末書の内容としましては、令和3年10月頃に、貸人が、農地法上の許可が必要と知らず、碎石を敷き、物置を設置したとのことです。今後このようなことがないように十分注意しますので、許可をいただけますようお願いいたします、とのことです。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見等を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見等を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号15番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は55ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は、住宅と作業場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和38年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

続きまして、番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願で、図面は55ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は、農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和59年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○委員 番号3番と番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は山林となっていて、農地への復旧が困難であり、周

圃の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期については、昭和60年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

続きまして、番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しております。

12月13日に確認したところ、現地は露天資材置場となっていて、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期については、昭和60年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しています。

12月13日に確認したところ、現地は住宅・庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成11年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しています。

12月13日に地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 氷上地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号3番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号4番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号5番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号7番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。
番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しております。
12月13日に青垣地域委員会で確認したところ、現地は最近まで建物が、住宅が建っていましたが、取り壊されて更地の状態で、住宅跡地となっております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、大正10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

○委員 番号8番と番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は21ページに示しています。
12月13日の地域委員会で確認したところ、現地は雑種地になっており、農地への復旧が

困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しています。

12月13日の地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号10番、番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番につきましては、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は62ページに示しております。

12月14日、地域委員会として確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧

が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しています。

12月14日、春日地域委員会において確認したところ、現地は住宅になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成2年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号12番、番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページに示しています。

12月12日に確認したところ、現地は倉庫・駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和35年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしく願います。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。

12月12日に確認したところ、現地は竹藪となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成12年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号14番、番号15番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は35ページです。

12月12日に確認したところ、現地は〇〇へ行くためのコンクリートで固めた道路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成12年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は37ページに示しています。

12月12日の地域委員会で確認したところ、現地は露天駐車場及び露天資材置場となっておりまして、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

本日の議案は、番号1番から番号6番までございます。番号1番から番号3番については丹波市長からの依頼でございまして、番号4番から番号6番については、丹波市森林組合長からの依頼ということでございます。

まず、番号1番から番号3番につきまして、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が報告します。

番号1番から番号3番について、12月14日の柏原地域委員会で確認しましたが、現地は公衆用道路、公園、雑種地、宅地、山林、墓地となっており、全て照会のとおり取扱うことに、問題がないことを確認しております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番、番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号の番号1番から番号3番につきまして、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号1番から番号3番につきましては、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。
- 続きまして、番号4番、番号5番、番号6番につきましては、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号4番から番号6番までにつきましては、12月13日の氷上地域委員会で確認をいたしました。現地は、公衆用道路、山林、雑種地となっており、全て照会のとおり取扱うことに、問題がないことを確認しております。
- 御審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。
- 番号4番、番号5番、番号6番につきましては、質問、意見等はありませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 議案第5号の番号4番、番号5番、番号6番につきましては、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答してもよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、議案第5号の番号4番、番号5番、番号6番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 ～

- 議長 議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、別冊を御覧ください。
- 事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号朗読
- 議長 まず、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号1番から番号3番について、12月14日の柏原地域委員会で確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 続きまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号4番から番号29番について、12月13日の氷上地域委員会におきまして、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作をし、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号30番から番号44番について、12月13日の青垣地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原、氷上、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 よろしいですか。番号12番ですけども、県内他市ということで、野菜を作られるということになると、頻繁に行き来が必要になると思いますけども、その辺についてはどういう対応をされるんですか。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 番号12番につきましては、集落内に拠点として事務所をお持ちです。その近くでこの畑を借りて、野菜を作りたいということです。貸した人にもそういう機械がございますので、また改めて近所の人に、そういう機械につきましては借りる予定をしております。

○議長 拠点があるということです。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号45番から番号65番について、12月14日の春日地域委員会として確認をしました。

その中で、番号53番、番号56番、これは市外の方になっております。この方につきましては、担当課から、こちらのほうで、この方がどうしても丹波で野菜作りをしたいという強い意向がございまして、場所につきまして紹介させていただきました。この2か所の所有の場所につきましては、自分で維持管理はされておられますが、作物は作っていないということで、ここを御紹介させていただきました。

この方につきましては、特に今後土、日、祝日等、自分のできる限りこちらへ、丹波へ足を運んでいって、野菜作りをしたいということでございます。

一つ一つ、農機具等も、小物の農機具をそろえていって、今のところトラクターもございませんので、いろいろな方々にお願いして、農地を耕していくことを思っておられます。

この方は、もうあと2人ぐらい、自分がどうしても行けないときには、補助の方ですね。こちらの方も50代、40代の方ということでございます。

とにかく丹波市でこういう作物をしたいという強い意思がございましたので、担当課からそういう依頼を受けた次第でございます。以上でございます。

つきましては、この全ての農地について効率的に耕作し、それから農作業に常時従事する等

ということでございまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することについて、特に意見はございません。

以上でございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することといたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号66番、番号67番、番号68番を、12月12日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号69番から番号84番まで、12月12日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 それでは、報告に入ります。

報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

冬場になりまして、それぞれ土地改良等の工事が入るようでございますが、各地域委員会から補足説明はございますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、届出者が、多面的機能支払交付金長寿命化工事として、法面のコンクリート化工事を実施します。そのため、農地を進入路として一時的に使用するものです。図面は70ページに示しています。以上です。

○議長 ほかに、補足はございませんか。

○委員 山南地域ありません。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 続きまして、報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 報告第2号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足説明はございませんか。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号5番は、農地内の凹凸が大きいために、盛土をして、圃場を平らにして、山椒の苗の生産を行うための形状変更でございます。図面は77ページに示しています。

なお、当該農地に関連して、79ページの報告第3号の番号3番にありますように、農業道具の倉庫として用いるコンテナハウスの設置を目的とする、農地法施行規則該当転用届が提出されております。こういった内容になります。

○議長 はい。青垣地域委員会。

○委員 番号3番、番号4番、ちょっとかさ上げということで、面積的に相当な面積なんですけども、ちょうど22ページに図面があるんですけども、そのかさ上げを予定をしております、この道を挟んで東側の農地に、以前ボタンを地域で栽培されて、そしてボタン祭などの、そういう観光の対応をされておったんですけども、それが何年かでやめになって、そのときはよかったなという話があって、今回道を挟んで西側のほうに、この面積、相当の面積のものをかさ上げして、そしてネモフィラという草花を、種をまいて栽培したいと伺っております。

ということで、またお客さんに楽しんでいただけるような場所にしたいということで、かさ上げの予定をされております。

○議長 各地域委員会から補足説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきくだ

さい。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 報告第3号、番号2番、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会、補足することはございませんか。

○委員 番号2番を議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号2番は、当該農地内に、かんがい用ポンプと、ポンプ小屋兼農業用物置を設置するための、農地法施行規則該当転用届でございます。図面は80ページに示しております。

これにつきましては、ブドウを育成するために、水、何かポットといいますか、大きな植木鉢みたいな方式のブドウの育成です。それで何か井戸を掘るのかな。水を供給、かんがい用水をとということで、小屋を建てる。兼、農具の小屋にしようということでございます。

補足説明は、以上です。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 報告第4号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

質問等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっとお聞きするんですけど、報告事項で、一番最後のものなんですけど、〇〇川なんですけども、届出が10月20日、今日12月25日ですね。工期が令和6年1月12日って、これもうないような工期なんですけど、この辺がどないなつとんのかなと、ずっと疑問を感じたんですけどね。

○議長 市島地域委員会。

○委員 これ、届を出す前にもうしとったんですよ。進入路を。一応止めて、届出してからまた始めるということで、今止まっとるんですけど。

○委員 もうそやけど、期間がないね。12日までやったら、そんなに。

○委員 それで一応、建設部のほうには、事務局のほうからきつく言うてもうて。ちょっと見たらもうやりよったから、一応止めてしたんですけどね。

○委員 こういことですが、後始末までに、12日までに間に合わない可能性もある。

○委員 あらかた。

○議長 期間がもう迫っとるんですけど。一応期間がこうなっておりますので、また見ておいて

いただいたらというふうに思います。

〇〇委員からもあったように、公共工事で、市がやってくれるからちゃんとしてるやろと思ってたら、大きな間違いのこともありますので、それぞれの区域で目を光らせていただいて、何かおかしいなと思うことがありましたら、事務局を通じてお話をさせていただくようにお願いします。くれぐれも直接抗議に行ったりしないように。一旦事務局を挟んでいただくように、お願いします。

ほか、公共工事について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

一応これで全ての議案を済ませることができました。

何か御質問、意見等はございませんか。

それでは、事務局のほうから。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、ちょっと遅くなりましたが、7月からそれぞれ新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますけれども、無事に年末まで議事を進めることができました。御協力ありがとうございます。また来年も、それぞれよろしく願いいたします。

それでは、本年はどうもありがとうございました。それぞれよいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年12月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（12番委員） ㊟

議事録署名委員（13番委員） ㊟
